

令和4年 太田市教育委員会1月定例会会議録

開会年月日	令和4年1月6日(木曜日) 午後2時		
閉会年月日	令和4年1月6日(木曜日) 午後2時50分		
開会場所	尾島庁舎 3階 教育委員会室		
	議 案 (件 名)		結 果
議案第1号	太田市教育振興基金条例の一部改正について		可決
議案第2号	太田市学校教育センター条例の制定について		可決
議案第3号	太田市学校適正規模及び適正配置審議会条例の制定について		可決
議案第4号	教職員の人事案件について(秘密会)		可決
議案第5号	太田市生涯学習センター条例の一部改正について		可決
出席者	恩 田 由 之 (教育長) 池 田 光 男 (教育長職務代理者) 佐 藤 真太郎 (委員) 野 村 路 子 (委員)		欠席委員
	事務局	教育部長、管理担当副部長、指導担当副部長、(教育総務課長)、学校施設管理課長、学校施設管理課主幹、文化財課長、青少年課長、学校教育課長、市立太田高校事務長、教育総務課総務係長 (市民生活部副部長兼生涯学習課長)、尾島行政センター所長、(文化スポーツ部スポーツ担当副部長、文化スポーツ部文化芸術担当副部長、文化スポーツ総務課長、スポーツ振興課長、スポーツアカデミー担当課長、スポーツ施設管理課長、文化課長、学習文化課長、美術館・図書館長、芸術学校担当課長、福祉こども部副部長、こども課長) () は欠席者	書記・記録
議 題 及 び 議 事 の 大 要			
会議録署名委員の指名	池 田 光 男 委 員		
	佐 藤 真太郎 委 員		

事務局：

皆様こんにちは。本日は、令和4年教育委員会1月定例会となります。本日傍聴者はおりません。それでは教育長、進行をお願いいたします。

議長（教育長）：

令和4年1月太田市教育委員会定例会を開会いたします。

日程第2、会議録署名委員は、池田委員、佐藤委員をお願いいたします。

次に日程第3、教育長報告を申し上げます。皆様あけましておめでとうございます。今年は逆境に強い、千里も走る「寅年」ということです。新型コロナウイルスのオミクロン株ですが、沖縄の感染状況を見ますと、かなり感染力が強いと思います。こう言ったことを視野に入れて、今できることを最大限にやっていただいて、乗り切っていきたいと思います。

また、バスケットで言えば、今年度の「最終クォーター」に入っております。ぜひ守りを固めながらやり抜いていただいて、来年度の準備も進めていってください。皆様にとって最良の年になりますことを願っております。

そして、1月9日に成人式が開催されます。教育部の今年最初の大きな行事ですので、感染予防を徹底して、ご尽力をお願いします。以上です。よろしくお願いします。

続きまして、教育部長から報告をお願いします。

教育部長：

改めまして、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

本日は、当初予定しておりました定例会の日程を変更させていただきまして、年明け早々の大変お忙しい中、恐縮ではありますが、よろしくお願いいたします。

昨年は、懸案でありました義務教育学校「北の杜学園」を無事開校することができました。また、奨学金制度の貸与型、給付型それぞれの充実や、GIGAスクール構想に基づいたICT機器の整備、そしてさらには、文化財諸施設の整理統合など、一定の成果を上げることができたと思っております。これもひとえに教育委員各位のご指導、ご協力があったのでございます。改めて御礼を申し上げたいと思います。

先ほど教育長からもお話がありましたが、一旦は落ち着きを見せておりました新型コロナウイルスでありますけれども、ここに来てオミクロン株の影響等と思われませんが、全国的に増加傾向であります。昨日は東京で290名、そして今日は沖縄では980名前後の新規感染者が出ているということです。本県でも増えておりますけれども、本市の児童、生徒、また保護者等も、このところ毎日のように1名2名感染の報告が出てきている状況であります。明日から3学期が始まります。また、受験シーズンに入るといってもございますので、学校での感染拡大防止には引き続き万全を期してまいりたいと思っております。

昨年の12月の市議会定例会におきまして、学校のコロナ対策として、非接触検温カメラ、さらには適切な換気を促すためCO₂（二酸化炭素）モニター、こういった機器を購入するための補正予算について議決をいただいたところであります。できる

だけ早急に準備をして、こういったものも活用していければと思っております。

また、1月9日の日曜日には成人式を開催いたします。こちらも新型コロナの拡大が大変心配な中ではありますが、対策を講じながら新成人のために開催をしてまいりたいと思っております。委員の皆様には、ご都合の許す範囲でご臨席いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、3月市議会定例会に向けた条例案等、5つの議案がございます。ご審議については、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（教育長）：

ありがとうございました。

次に日程第4、議事に入ります。本日は、協議案件が5件、事務報告が1件ございます。議案第4号については、あらかじめ秘密会の申し出がありましたので、順番を変えて、すべての議事が終了した後、最後に協議したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

全委員：

異議なし。

議長（教育長）：

それでは、最初に議案第1号「太田市教育振興基金条例の一部改正について」学校施設管理課長から説明願ひます。

学校施設管理課長：

「太田市教育振興基金条例の一部改正について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

議長（教育長）：

ご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願ひします。

次に議案第2号「太田市学校教育センター条例の制定について」学校教育課長から説明願ひます。

学校教育課長：

「太田市学校教育センター条例の制定について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

議長（教育長）：

ご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に議案第3号「太田市学校適正規模及び適正配置審議会条例の制定について」学校教育課長から説明願います。

学校教育課長：

「太田市学校適正規模及び適正配置審議会条例の制定について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

池田委員：

審議の回数や期間については、どのくらいを予定しているのでしょうか。

学校教育課長：

今のところの予定でございますが、令和4年度に5回を予定しております。1年間をかけて調査・審議をしていただくということを予定しております。内容につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。以上です。

池田委員：

結論を出すまでに、どのくらいの期間を予定しておりますか。

学校教育課長：

およそ1年を予定しております。来年度、5月から6月に第1回の委員会を開催しまして、2回目、3回目、4回目と調査・検討を進め、3月に委員会から教育委員会事務局の方に答申をしていただく予定でございます。ですから1年間かけて調査・審議を行っていただくという予定でございます。

池田委員：

そうすると1年後には、「こういう形でいきますよ」という形が見えてくるわけですね。

学校教育課長：

おっしゃるとおりです。

池田委員：

任期は「委嘱又は任命の日から2年」となっているのですが、1年でそれを圧縮してやるということですか。

学校教育課長：

予定としましては、先ほど説明したとおり来年度1年を予定しておるわけですが、所掌事務が完了するまで、というふうに考えております。調査・審議の進行状況におきましては、それが延びるということもあることから、2年という任期を設けているところでございます。

池田委員：

分かりました。

議長（教育長）：

他に、ご質疑等はございませんか。

佐藤委員：

目的のところでも言われているのですけれども、少子化が原因になっていて、適正配置を検討しなければいけないということで、審議会を設けることになったと思うのですが、具体的にどの程度どの地区で少子化が進んでいるのか、あるいは市全体では義務教育を受ける子ども達の総数がどのくらい減っているのか、お分かりになりますか。もし分かるようでしたら、ご教示いただきたいと思います。

学校教育課長：

現在、学校教育課の企画係の方で基本調査をしておるところです。令和9年度までの推計、出生数で推計をしているわけですが、そこまでは掴んでおります。各小学校、中学校ごとの児童生徒数の推移、これはすべて掴んでおります。詳細を申し上げた方がよろしいでしょうか。

佐藤委員：

総数で言うと、小学校と中学校それぞれ何パーセントぐらい減少しているのでしょうか。

学校教育課長：

パーセントではないのですけれども、実人数と推計数で、お答えをしたいと思います。令和3年度が小学校の児童数で11,477名でございます。それが、令和9年度は10,162名と推計されております。ですから、微減ですね。そして中学校におきましては、令和3年度が6,164名。それに対して令和9年度が5,594名と推計されております。小学校は、およそ1,000名、そして中学校は、5～600名減少するとの推計です。ただ、これにつきましては太田市は、やはり非常に魅力ある街でございますので、微減というところにとどまっている。他市町村よりも、減少の度合いが少ない。そういうふうにとらえております。以上でございます。

佐藤委員：

今、お答えいただいたのが、「推計」ということで、このあと起きるであろう予想だと思っておりますが、例えば、過去5年前と現在とを比べた場合は、やはり減少率は著しいのでしょうか。

学校教育課長：

5年前、平成28年度は小学校の児童数が12,818名です。小学校におきましては、先ほど申し上げた令和3年度が11,477名ですから、およそ1,000名この5年で減少しております。中学校におきましては、平成28年度は6,690名です。令和3年度が6,164名ですから、およそ500名減少です。平成28年度から令和3年度、そして令和3年度から令和9年度、ともに小学校でおよそ1,000名、中学校でおよそ500名の減少となりますので、減少率は大体同じぐらいというふうに考えられると思います。以上です。

佐藤委員：

ありがとうございます。個人的な感想なのですが、これは地区によって、かなり減少傾向にある所と横ばいになっている所があるのではないかと思います。おそらく区画整理が進んだり、住宅がたくさん建ったりする場所、あるいは極端に住む人数が減っていく場所というのが、ばらつきがあると思います。市の区画整理行政の方と連携していかないと、何年後というところが見えてこないと思います。「学識経験者」というところに入るのか分かりませんが、市の行政の区画整理を統括している部署の方にも入っていただいた方が、見通しが立ちやすいのではないかと思います。ご意見申し上げます。よろしく申し上げます。

学校教育課長：

参考に、研究してまいりたいと考えております。

佐藤委員：

ありがとうございます。

議長（教育長）：

よろしいでしょうか。他にご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に議案第5号「太田市生涯学習センター条例の一部改正について」尾島行政センター所長から説明願います。

尾島行政センター所長：

「太田市生涯学習センター条例の一部改正について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

野村委員：

新しいパソコンの入れ替えは、どうして行われなかったのでしょうか。

尾島行政センター所長：

古いパソコンは情報管理課所有のパソコンでして、パソコンの耐用年数がおおむね4年というところがございます。撤去されるパソコンが平成26年10月に設置されて、約7年間使用したものでございました。更新にあたって、情報管理課の方の判断で更新は行わず、その代わりパソコン教室等を開催する場合には、情報管理課所有のノート型パソコンで対応ができるということで、このような判断から更新しないということになったと聞いております。

野村委員：

それでは、またパソコンの講習会が行われる場合には、別のところで行うということでしょうか。

尾島行政センター所長：

会場は同じ世良田生涯学習センターで開催が可能です。ノート型パソコンは移動ができます。それを借りてくることで、会場がどちらでも使用することができますので、世良田生涯学習センターでも引き続き開催ができます。

野村委員：

会場使用料が安くなって、そこでもできるということになるわけですね。良かったです。ありがとうございました。

議長（教育長）：

他にご意見等はございますか。ないようですので、本案は提案のとおりご承認ということをお願いします。

続いて日程第5、事務報告を取り扱います。「損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について」学校教育課長、報告願います。

学校教育課長：

「損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について」 **【概要報告】**

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

池田委員：

これは、なぜこんな所にロープを張ったのですか。

学校教育課長：

まず、このサッカーゴールですけれども、学校のフェンス沿いに設置されているものです。フェンスからおよそ1メートルの距離があります。ロープを張った目的ですけれども、まずはサッカーゴールですから転倒防止のための杭があります。そして、そのゴールからフェンスまでの1メートルの間に垣根があります。ですから、そこに入ると非常に危険であるということから、子どもが入らないように、黄色と黒の目立つロープを張ってあったわけです。子どもたちが追いかけてこをして、被害児童が追いかけて、逃げるのに夢中になってそこに入ってしまったという経緯がございます。

もう一つ補足です。学校側としましては、当然、サッカーゴールの後ろには入ってはいけない、そのためにロープも張ってあるからということで、担任から全ての児童に対して話をして、指導していたということを知っております。以上です。

池田委員：

分かりました。

議長（教育長）：

他にご意見等はありませんか。

佐藤委員：

このような危機管理のために張られているロープであるとか、危機管理のために置かれているブロックであるとかに、子どもが自分でぶつかって行ってとか、飛び降りて骨折してといったことがあった場合も、このような案件としてすべて上がってきているということで認識してよろしいですか。

学校教育課長：

通常は、日本スポーツ振興センターというところの適用で、こういった骨折に関しても医療費が出ることとなります。しかし、これに関しまして、被害に遭われたお子さんの保護者の方が加入している健康保険組合の方から「これは学校側、つまり市側にすべて責任があるから、その保険適用ではなく学校、市が全額払うべきである」という主張がございました。そこから始まっております。今回は、そういったことで特殊な例であると捉えてございます。

佐藤委員：

分かりました。そして、市の過失割合が8割と認められたので、支払が生じたということですね。

学校教育課長：

おっしゃるとおりです。

池田委員：

健康保険組合が、全部学校側、市側が悪いという、その論点はこういったところですか。

学校教育課長：

ロープが張られていたけれども、パイロン、つまり三角コーンのようなものが下に置かれていなかったということがあります。そして、ロープの張られた位置が中途半端であった、ちょうど首のあたりにかけてあったということで、そのロープの高さについても、もう少し配慮が必要であっただろうという主張です。以上です

池田委員：

向こうの論点からすると、ロープでなくて、全部下にパイロンを置かなくてはならないという話ですか。多分、他の学校にも、良いと思ってしたことが、ちょっとまずいよということが、いろいろなところにあると思います。今回の件をどうやって展開していくのですか。

学校教育課長：

やはり、この論点というのは、ロープの結ぶ位置、また、そのロープを結ぶということが不適切であっただろうというところだと思います。ロープの中に入っただけではないということであっても、子どものことだから入ってしまうことがある。その予見ができただろう。そういう主張だと思います。他の学校につきましては、サッカーゴールの下の地面の部分に杭をしっかりと打っているのです、通常は、それで転倒防止対策としては十分であるということでございます。ただ、該当学校は垣根とフェンスとサッカーゴールがあって、入ると危険だからということで、ロープを張っていたということがあります。それは特殊な例ですので、これが波及していくということではないと思っております。

池田委員：

分かりました。

議長（教育長）：

ありがとうございます。他にご意見等はありませんか。

佐藤委員：

今回は怪我で済みましたが、例えばロープが首にかかって転んで後頭部を打って亡

くなってしまった等ということになった場合に、今回のケースがあったから、同様に市の過失割合8割ということになってしまおうと思います。こういうケースで、ロープが張ってあっただけなのですけれども、それによって、このように過失割合が8割であったという情報が、非常に重要なことなのではないかと思います。何をすれば過失がなかったのか、子どもの安全のためにはどうすればよいのか、特に休み時間に子どもを見る先生や、ロープを張るということを担当している先生、学校長や教頭先生にも、重要な情報として広く知っていただく必要があるのかなと思います。ぜひ情報共有をしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

学校教育課長：

委員さんのおっしゃるとおり、1月の定例校長会議におきまして、このことは校長先生方にしっかりお伝えして、注意喚起を図る予定でございます。以上です。

教育部長：

一点補足なのですが、よろしいですか。佐藤委員のおっしゃるように、市側の過失8割ということになりまして、これが今後の一つの目安にはなるかとは思いますが、ただ、今回これが裁判の判決ということではなくて、和解の結果という点で、若干ニュアンスが違うというところは、あるのかなと思っております。

佐藤委員：

なるほど、分かりました。

議長（教育長）：

他によろしいでしょうか。ご意見等はないようですので、以上で事務報告を終了します。事務局から連絡はありますか。

事務局：

事務局から次回の定例会について、連絡申し上げます。教育委員会令和4年2月定例会を、2月9日水曜日午後2時から、尾島庁舎教育委員会室で開催予定です。よろしくお願いいたします。以上です。

議長（教育長）：

この後は、議案第4号について秘密会となります。議案に関係する方のみ、お残りください。暫時休憩とします。

— 休 憩 —

【 秘 密 会 】

学校教育課長：

「教職員の人事案件について」

【提案理由説明】

可決